

# 印鑑登録・廃止申請書

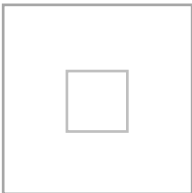
飯綱町長あて

※太枠内をご記入ください。

申請日 令和 年 月 日

申請内容	印鑑登録	登録廃止	廃止事由	印鑑紛失	登録証紛失	改印
				本人希望	盗難	焼失

窓 口 に お越しの方	<input type="checkbox"/> 本人（登録申請者本人）		
	<input type="checkbox"/> 代理人	住 所	
		フリガナ	
		氏 名	Ⓜ ※自署したとき 押印不要
	連 絡 先	( )	

登 録 申 請 者	住 所	飯綱町大字	番地	登録する印鑑 
		(方書)		
	フリガナ			
	氏 名			
	生年月日	昭 平 令 西 暦	年 月 日	
	連 絡 先	( )		

受 領 欄	令和 年 月 日受領
	氏名 Ⓜ

保 証 書			
私は、この申請者が本人であることを証明します。			年 月 日
保証人	住 所	飯綱町大字	番地
	氏 名		昭 平 令 西 暦 年 月 日生
※保証人は町内において印鑑登録されている方に限ります。			

※裏面の注意事項を必ずお読みください。

## 役場記入欄

本人確認 ※面識での即日登録不可	カード番号	受 付			
顔写真付A 1点	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 個カード <input type="checkbox"/> 他 ( )	登 録			
			○照会書発送時 ※本人書類BC時・代理人申請時		
顔写真無 回答書/保証人 ①Bから2点 ②BCから各1点	B	照会書発送	年 月 日	保証人 印照合	
	C	回 答 期 限	年 月 日		
		登 録 日	年 月 日		
有効期限	年 月 日			手数料	300円
保証人本人確認※顔写真付のみ	運 旅 個	有効期限	年 月 日		

## 《注 意 事 項》

### 【印鑑登録申請について】

- 印鑑登録の申請は、原則本人自ら窓口にて手続きしてください。
- ただし、やむを得ない事由がある場合は代理人による申請ができますが、即日登録はできません。
- 本人の意思に基づく申請であることが確認できない場合は、登録できません。
- 本人による申請で、官公署の発行した顔写真付きの本人確認書類（有効期限内に限る）をお持ちの場合または保証人による証明がある場合のみ即日登録が可能です。
- 満15歳未満の方および成年被後見人は、登録できません。
- 未成年が登録する場合は、親権者の同意書が必要になります。
- 登録できる印鑑は1人1個に限り、同一世帯内で同じ印鑑の登録はできません。
- 欠けている印鑑やゴム印等、登録できない印鑑がありますのでご注意ください。

### ▼本人が窓口で即日登録できる方法

《方法1》印鑑登録する本人が（1）および（2）を持参の上、窓口で申請してください。

- （1）登録する印鑑
- （2）官公署の発行した顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）

《方法2》保証人の証明による手続き

- （1）登録する印鑑
- （2）印鑑登録する本人の本人確認書類（健康保険証、介護保険証、年金手帳等2点以上）
- （3）「保証書」欄に保証人による署名・押印（登録印）がある申請書

上記（1）～（3）を印鑑登録する本人が持参の上、窓口で申請してください。

### 【保証人について】

- 保証人は、飯綱町において印鑑登録をされている方に限ります。
- 保証書により印鑑登録の申請をするときは、必ず保証人が保証書に署名・押印してください。
- 保証書には飯綱町において印鑑登録してある印鑑を押してください。

### 【印鑑登録の廃止について】

- 印鑑登録廃止の申請は、本人または代理人が印鑑登録証を添えて、窓口にて手続きしてください。
- 代理人による申請の場合は、委任状が必要となります。
- 転出や死亡により住民票が除票となったとき、または戸籍届出にともない氏名に変更があり改印が必要な場合は自動的に廃止となります。